平成２９年（フ）第６６号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の２　県住６－103号
債務者　栃尾　宏樹
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７９号
兵庫県加古川市山手１丁目21番７号
債務者　迫田　孝二
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８号
兵庫県西脇市和田町66番地の１　ベネチア館Ⅰ－105号
債務者　船曳　五月
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１８号
山口県周南市清光台町１番５号
債務者　小倉　八一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３６号
香川県さぬき市寒川町神前1689番地８
債務者　大川　茂伸
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１号
愛媛県松山市高砂町３丁目３番地２　高砂団地404号
債務者　松本　和樹
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
愛媛県松山市道後樋又７番27号　メゾンドール道後樋又マークⅡ216号
債務者　岡田　久壽
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４４号
福岡市中央区春吉２丁目10番６－1206号
債務者　澤田沙也加
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６３号
福岡市中央区梅光園２丁目２番５－203号
債務者　中牧　大輔
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８７号
福岡市早良区百道２丁目１番901号
債務者　古沢美也子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９０号
福岡県糸島市志摩桜井4190番地１
債務者　郡山　　努
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３０７号
福岡県大野城市仲畑３丁目５番10－503号　レジデンス御笠川
債務者　山下　公勢
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３号
福岡県久留米市安武町安武本2248番地２
債務者　森　　えり
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０号
福岡県久留米市藤山町861番地３　のぞえハイツ103号（申立時住所　福岡県大牟田市一浦町11番地３　エレガンスハイツ１　208号）
債務者　瀬川　将史
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市吉野町466番地３
債務者　星川まなみ
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目16番26号　セジュール脇野102号
債務者　永仮　洋輔
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４号
鹿児島県奄美市名瀬港町18番17号
債務者　古林美枝子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部